

○松山市総合計画策定条例

平成 24 年 3 月 23 日

条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、松山市総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市のまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の内容を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定めた施策を推進する事業を示す計画をいう。

(総合計画策定の方針)

第 3 条 市は、広く市民の意見を聴いて総合計画を策定するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 5 条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第 7 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、松山市総合計画審議会条例（昭和 47 年条例第 32 号）第 1 条に規定する松山市総合計画審議会に諮問するものとする。

(規則への委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。